

【原告文書 3】

平成 24 年 4 月 12 日

赤羽ゴルフ倶楽部会員の皆様 研修会の皆様

素晴らしい桜花の季節を迎えました。皆様お元気のことと推察いたします。

私は、平成 15 年に赤羽ゴルフ倶楽部に入会し、平成 16 年には研修会にも入れていただきました。ゴルフを愛する一会員であります。

他のゴルフクラブにも所属しておりますが自宅から近いこともあり、河川敷であるにも関わらず距離もあり、結構難易度が高く何回プレーしてもなかなか思うように攻略できず、それだけに毎回変化に富んだゴルフを楽しむことができました。

さて、今回私は、赤羽ゴルフ場社長金子正雄と、赤羽ゴルフ倶楽部理事長桐島隆之輔、研修会会長小澤敬治を被告として、不法行為による損害賠償の訴訟を東京地方裁判所に提訴致しました。

それは、フェアプレーを基本とし、お互いを尊重し一座建立のゴルフプレーを目指すべきゴルフ場と倶楽部において、赤羽ゴルフ場の社長である金子正雄の権力をかさにきた誤魔化しと脅かしの実態を知ったからです。

その発端は、今年（平成 24 年）1 月 28 日に研修会の副会長である竹山弘氏を金子正雄が理事会を動かして一方的に処分する、という暴挙に出たことにあります。それによって竹山氏は、愛する赤羽ゴルフ場でゴルフプレーができないばかりか、立ち入る事すらできなくなったのです。こんなひどい事があっていいのでしょうか。

竹山氏は、研修会の小澤会長が独断で 30 万円もの大金をグレードアップ基金として寄付するという行為に異を唱えただけでありました。その背景には、金子による執拗な寄付の強制があったからです。

以後、私は研修会の場において、なんとか竹山氏を再び一緒に赤羽ゴルフ場でプレーできるようにと意見を述べ文書を送付しましたが、今度は金子正雄は私に対し研修会の退会をせまり、クラブ除名処分の脅かしをかけてきました。

赤羽ゴルフ場は、日本国の管理する土地を、東京都よりお借りして運営しているセミパブリックのゴルフ場です。自分の土地に自分がオーナーとして所有しているゴルフ場の代表取締役ならまだしも、金子正雄は一株主にすぎない社長であります。その立場もわきまえず、自分に異を唱える者はなりふり構わず処分し恫喝する。そしてイエスマンばかりを周りで固め、社長の立場を利用して自分に反対する者はゴルフのプレーさえも出来ないようにしました。

更に、平成 24 年 3 月 15 日付で竹岡にわざわざ配達証明付郵便で「会員をおやめになりますか?」「貴殿の言動は、関連会社の一社員が本社社長に対して、お前は能力がないので辞任しろという文書を突き付ける言動である」と述べ、竹岡は関連会社の一社員に過ぎないのに、本社社長の金子に向って何を言うか、そんな者は会社を辞めさせてやると、高い立場から私を見下してきたのであります。(中略)

最後に、研修会会長小澤より 4 月 13 日迄に退会届を出せ、さもないと理事会にかけて会員除名する。更に竹岡は既に研修会員の会員資格がないので、4 月 15 日の研修会には参加できない旨の通知書が届きました。本来研修会の会則によれば、会員の資格を喪失させるには会員 2/3 以上の賛成が必要です。

公正なるルールを無視し、一方的に研修会でのプレー権を剥奪する行為が許されるのでしょうか。

私の代理人弁護士より、小澤会長に送付した文書(4月12日付)を添付しますので、ご一読下されれば幸甚です。

また、竹山氏は同じく東京地方裁判所に地位保全の仮処分を提訴されました。第一回目の審尋が4月11日に行われました。金子正雄側の反論は「処分したのは理事会だから、会社の社長の金子に関係ない。提訴は理事長にするように」というもので、まったくもって責任逃れの卑怯な態度です。

竹山氏が晴れて一緒に赤羽ゴルフ場でプレーする日も近いと確信するものです。